

## 障害者入所・通所事業所等に係る説明会（集団指導）視聴確認票設問Ⅱの回答

- (1) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、市町村に通報するよう努めなくてはならない。 はい  いいえ

→ 市町村への通報は努力義務ではありません。通報する義務があります。

（説明箇所：(4) 虐待防止について）

〈障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第16条〉

- (2) 不正請求により、事業所の指定を取り消されることがある。 はい  いいえ

→ 故意性や組織性など総合的に判断し、悪質性が高いと判断させる場合は指定取消になります。

（説明箇所：(3) 処分事例について）

〈障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第50条〉

- (3) 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施が義務づけられている。 はい  いいえ

→ 経過措置により令和6年3月31日までは努力義務とされていますが、「計画」「研修」「訓練」が義務付けられています。

（説明箇所：(1) 障害福祉サービス等の運営上の留意点について）

〈基準省令（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）第76条及び第93条、第93条の5、第125条、第162条、第162条の4、第171条、第171条の4で準用する第33条の2、基準省令（平成18年9月29日厚生労働省令第172号）第42条の2〉

- (4) 個別支援計画未作成減算は、個別支援計画が作成されていない時  はい  いいえ  
にのみ減算される。

→ 「作成されていない」ときのみならず、作成に係る一連の業務が適切に行われていない場合にも減算の対象となります。

（説明箇所：(2) 実地指導を通じての留意点について）

〈報酬告示（平成18年9月29日厚生労働省告示第523号）別表第5の1の注9（2）他〉

- (5) 身体拘束の適正化に関しては、「委員会の開催」「指針の整備」「従業者への研修」が行われていないと、身体拘束事例がなくても、身体拘束廃止未実施減算の対象となることが令和3年度の報酬改定で追加された。 はい  いいえ

→ 経過措置により令和5年4月から適用されますが、「委員会」「指針」「研修」が適切に行われていないと、身体拘束事例の有無に関わらず、減算対象になるので注意が必要です。

（説明箇所：(1) 障害福祉サービス等の運営上の留意点について  
(2) 実地指導を通じての留意点について

〈報酬告示（平成18年9月29日厚生労働省告示第523号）別表第5の1の注10他〉

なお、令和4年4月から運営基準で「委員会」「指針」「研修」が義務化されるため速やかに取り組む必要があります。

また、身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他の必要な事項の記録がなされていないと身体拘束廃止未実施減算となります。